

平成23年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回）議事概要

開催日及び場所	平成23年7月22日（金）最高裁判所中会議室
委員	委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授） 委員長代理 浦江 真人（東洋大学理工学部准教授） 委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部教授） 大村 信之（経理局営繕課首席技官） 河上 雅彦（同 次席技官）
委員からの意見・ 質問及びそれらに 対する回答等	別添のとおり

(別添)

議事に先立ち、第1回総合評価審査委員会については、議事録のとおりとなった旨委員長から報告有り。

議事1 札幌高地裁庁舎耐震改修工事の総合評価について

(1) 札幌高地裁庁舎耐震改修工事の概要について

資料に基づき事務局より説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

札幌であるが、冬期もずっと工事は続けるのか。

【事務局】

工事は夏も冬も継続して行うこととしている。

(2) 入札参加者の状況について

8者から参加申請があり全者が参加資格有りと確認された旨説明。意見等なし。

(3) 技術提案等の評価結果について

評価項目(免震ピットを構成するマットスラブの施工品質に関する提案, ②敷地周辺への配慮に関する提案)に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

①について、特定の部位に鋼製型枠を使用するという提案が有効となっているがどうか。

【事務局】

提案の部位に剛性の強い・強い型枠を使うということは、品質向上の効果が高くなると判断した。

【委員】

マットスラブを特定の工区に分割して打設するという提案を有効としているが、どういうメリットがあるのか。

【事務局】

ひび割れを起こすかどうかを検証し、そのような弊害が起きないように事前検討した提案となっている点である。

【委員】

②について、来庁者用案内看板を各所に配置するという提案があるが、それは裁判所側の仕事ではないか。

【事務局】

工事の進捗に合わせて変わっていくこともあり、裁判所の要望に応じて表示してもらえれば、来庁者にとってより分かりやすい状況となると考えた。

【委員】

①について、特定の工種において品質管理委員会を設置する提案を有効としているが、そんなにメリットがあるのか。

【委員】

今回のこの工種の工事はかなり特殊であることから、横の問題点を定期的に集まって議論して漏れがないようにするという事はいいことであると思われる。

【事務局】

①について、建物下のトンネル掘削後の養生に関して、産業廃棄物の発生を伴う提案ではあるが、品質管理上有効性が高いことから有効と判断したものである。ご意見を伺いたい。

【委員】

設計では建物下にトレンチを掘る際に、薬液注入する計画となっているが、薬液注入しないで施工するという提案はなかったのか。

【事務局】

薬液注入しないという提案はなかった。トレンチを広範囲で掘ってしまうと地中梁の補強量が相当量多くなるため、薬液注入してトレンチを掘る中間部分の支持を最大限残す設計となっているものである。

【委員】

掘りやすくするためだけではなく、残った地盤の強度を高めるという意味で薬液注入しているということか。薬液注入してしまった土は廃棄物扱いとなるのか。

【事務局】

一般土砂扱いで処分できる材料を使うことにしている。

【委員】

それならば、掘削した法面も薬液注入すれば、提案のような産業廃棄物となる材料を使用して養生しなくても出来るのではないかと思うが。

【事務局】

それでは薬液注入の工事費が嵩むため、トンネルのところについては薬液注入せずに掘ることで設計としている。

【委員】

多少、産業廃棄物はあるけれども、これは有効であるという判断を支持することとしたい。

【事務局】

次にやはり①について、標準案に比べて厳しめの数値目標が示されているが、標準案で実施するよりも良好な結果が得られるか不明な提案であるため、標準案と同程度とした提案がいくつかあるので、ご意見を伺いたい。

【委員】

このような提案を広げていくと、際限なく「こうしていきます。」というふうになることもあろうかと思われることから、標準とすることで良いと思われる。

【事務局】

次も①について、一般化されつつある機械（技術）を用いる提案であるため、標準案と同程度とした提案についてであるが、ご意見を伺いたい。

【委員】

事務局の意見のとおりでよろしい。

【事務局】

次も①について、止水材の設置位置により有効でないと判断した提案について、ご意見を伺いたい。

【委員】

設置位置が適切なものは採るけれども、そうでないものは採らないということによい。

【事務局】

次に②について、他の類似する提案と合わせて有効と判断した提案について、ご意見を伺いたい。これは法規制値よりも厳しい自主管理値を設定しているが、時期の違いにより別々の提案としているものである。

【委員】

事務局の意見のとおりでよろしい。

【事務局】

次も②について、仮囲いの材質を変える提案について、ご意見を伺いたい。これは防音性能については効果が認められるが、耐衝撃性等については標準案より劣るものであることから、有効でないと判断したものである。

【委員】

メリットはあるかもしれないが、他の性能を考えると標準案でやってもらった方がいいということの良いのではないか。

【事務局】

次も②について、施設管理者との協議を要するため有効でないとした提案について、ご意見を伺いたい。具体的には工事は最高裁判所が発注するが、提案の実施については施設管理者である札幌高裁と協議を要することから、現時点で採用するか決めることが出来ないため、有効ではないと判断したものである。

【委員】

現状では、発注者と施設管理者が違う組織であるということから、このような判断が良いが、応募者側から見れば同じなので、将来の課題として考えてもらいたい。

議事 2 総合評価方式による発注工事の実施状況について

- (1) 熊本地家裁八代支部庁舎新営建築工事の実施状況について説明。意見等なし。

議事3 その他

- (1) 札幌高地裁判所耐震改修工事の発注スケジュールについて説明。意見等なし。